



令和 7年 1月24日

病院事業部 瀬戸内市民病院	
担当者	病院事業部長 上井 勉 事務局長 野口一成
電話番号	0869-22-5088 (直通)

職員の懲戒処分等について

下記のとおり、職員の懲戒処分等を決定したのでお知らせします。

記

1 被処分者の所属部局、格付、年齢、性別

被処分職員	所属部局	格付	年齢	性別
A	病院事業部 瀬戸内市民病院	看護師	50代	女
B	病院事業部 瀬戸内市民病院	看護局長	60代	女
C	病院事業部 瀬戸内市民病院	師長	50代	女
D	病院事業部 瀬戸内市民病院	看護師 (前看護局長)	70代	女
E	病院事業部 瀬戸内市民病院	師長 (前師長)	50代	女

2 処分内容

被処分職員	処分内容
A	懲戒免職
B	文書訓告
C	文書訓告
D	文書訓告
E	文書訓告

3 処分年月日

令和7年1月24日

4 処分に至った事実の概要

令和6年9月9日、瀬戸内市立瀬戸内市民病院2階東病棟スタッフステーションにおいて、栄養補助食品が紛失していることに病棟看護師が気づき、病棟内を探索しましたが発見に至らず、患者への提供の事実も確認できなかったため、盗難の可能性もあることか

ら、瀬戸内警察署に被害届を提出しました。

10月23日朝、退勤時の被処分職員Aが、病院の衛生用品を自分のバックに入れ持ち帰ろうとしたところを、警察に窃盗容疑で任意同行されました。

11月8日、12月16日に被処分者Aから事情を聴取し、過去3年間にわたり、医薬品、注射用シリンジ、針等医療資機材も含め合計449点、56,123円の窃取の事実を認めました。

かかる行為は、公務内外に及ぼす影響は大きく、公務員の職の信用を傷つけ、職全体の不名誉となるような行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに瀬戸内市職員懲戒処分の基準に関する規程第2条の規定により、懲戒免職処分を行ったものです。

また、被処分職員B、C、D及びEについては管理監督者としての責任を問うものとして、訓告処分を行ったものです。

5 再発防止について（病院事業管理者のコメント）

この度は、市民病院に対する市民の信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、このような不祥事が二度と起こらぬよう、再発防止に向け職員の意識改革に努めてまいります。